

## 自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について（例規通達）

平成29年11月10日

本部（交規）第42号

[沿革] 令和元年10月本部（警務）第28号、3年3月第19号、6年8月本部（交規）第45号、本部（会）第49号、7年3月本部（交規）第27号改正

このたび、自動車を保有するための手続である保管場所証明申請、登録申請及び自動車諸税の申告・納付並びに手数料の納付を電気通信回線により一括して行うワンストップサービスシステムが導入されることに伴い、県警察においても当該システムを利用するための自動車保管場所管理システムを新たに整備することから、自動車の保管場所証明等事務取扱要綱を別添のとおり制定し、平成30年1月1日から実施することとしたから、その適正な運用に努められたい。

なお、自動車の保管場所証明事務取扱要領の制定について（平成3年6月26日付け本部（交規）第15号）は、廃止する。

### 別添

#### 自動車の保管場所証明等事務取扱要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規程に基づき署長が行う自動車保管場所証明申請（以下「証明申請」という。）、自動車保管場所証明通知申請（以下「証明通知申請」という。）及び自動車保管場所届出（以下「届出」という。）の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 用語の定義

##### 1 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）であり、かつ、自家用自動車であるものをいう。

##### 2 登録自動車

道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルへの登録対象となる自動車（軽自動車を除く。）であり、かつ、自家用自動車であるものをいう。

##### 3 軽自動車

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）であり、かつ、自家用自動車であるものをいう。

##### 4 保有者

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

## 5 保管場所

車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいい、令第1条で規定する自動車の使用の本拠の位置との間の距離、保管場所の大きさ等の事項に全て該当する要件を備えたものをいう。

## 6 使用の本拠の位置

原則として、当該自動車の所有者その他当該自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、所有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在地をいう。この場合において、「所有者の住所」とは所有者が当該自動車を使用して営む生活の事実上の拠点となっている場所をいい、多くの場合は、住民票に記載されている住所と一致する。

## 7 OSSシステム

OSSとは、ワンストップサービスの略であり、登録自動車を保有するための手続である証明申請、登録申請及び自動車諸税の申告・納付並びに手数料の納付を電気通信回線により一括して行うことができるサービスで、これを行うシステムをOSSシステムという。

## 8 自動車保管場所管理システム（以下「管理システム」という。）

自動車の保管場所に関する各種データを登録管理するシステムをいう。

## 9 自動車保管場所証明書

登録自動車の保管場所として申請された場所を管轄する署長が、当該場所が当該登録自動車の保管場所として確保されていることを証明する書面をいう。

## 10 証明通知

保管場所の位置を管轄する署長が、当該場所が申請に係る登録自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知で、OSSシステムを使用して署長が北陸信越運輸局新潟運輸支局長に送信し、通知するものをいう。

## 11 使用権原書

自動車の所有者が証明申請、証明通知申請又は届出に係る場所を使用することを疎明する規則第1条第2項第1号に掲げる書面をいう。

# 第3 自動車保管場所証明等の適用地域及び受理警察署

## 1 適用地域

### (1) 登録自動車

使用の本拠の位置が、令附則第2項第1号によって指定された地域内にある登録自動車について適用するものとする。

### (2) 軽自動車

使用の本拠の位置が、令附則第2項第2号によって指定された地域内にある軽自動車について適用するものとする。

## 2 受理警察署

適用地域にある自動車の所有者が申請又は届出する場合は、保管場所を管轄する警察署において受理し、事務手続を行うものとする。

# 第4 証明申請・届出の書類

証明申請又は届出（以下「証明申請等」という。）に係る必要な書類は、次のとおり

とする。

## 1 証明申請

署長は、証明申請については、次の書類を提出させるものとする。この場合において、同一保管場所に2台以上の登録自動車を保管することを内容とする申請が同時に行われるときは、申請する登録自動車全てについて記載されているものであれば、(2)～(4)に掲げる書類は、各1通の添付とすることができる。

(1) 自動車保管場所証明申請書（別記様式第1号。以下「証明申請書」という。） 2通（運輸支局長提出用 1通 警察署長提出用 1通）

(2) 次に掲げるいずれかの使用権原書 1通

ア 申請に係る保管場所が所有者の所有する土地又は建物の場合

保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第2号。以下「自認書」という。）

イ 申請に係る保管場所が他人の所有する土地又は建物の場合

次のいずれかの書面とする。

(ア) 駐車場賃貸契約書の写し

(イ) 駐車場賃貸契約書の写しがない場合は、駐車場を賃借している者であれば、通常、有している駐車場の料金の領収書等

(ウ) 自動車保管場所使用承諾証明書（別記様式第3号。以下「使用承諾書」という。）

(エ) 以上のものを作成しがたい場合は、当該登録自動車の使用に関連のある独立行政法人都市再生機構等の公法人において、当該登録自動車の所有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

ウ 申請に係る保管場所を所有（管理）する者が複数いる場合

原則として共有者全員の使用承諾書が必要（ただし、共有者が所在不明となっている等作成が困難な場合は、その旨の理由書を添付し使用承諾書を提出させること。）

(3) 所在図 1通

当該保管場所付近の道路及び目標となる地物（駅、公園、官公署、商店等）を表示したものとし、次により作成させるものとする。

ア 当該登録自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が異なるときは、その間の距離が明らかにされていること。

なお、この場合において、使用の本拠の位置と保管場所の位置が直線距離で2キロメートル以内であることを図示させること。

イ 添付を省略する場合は、規則第1条第3項の規定によること。

(4) 配置図 1通

当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示したものとし、当該保管場所の平面の寸法、出入りする道路の幅員を明記したものとす。ただし、当該登録自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が一致する場合には、この配置図に当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示している

ものであれば、所在図を省略できるものとする。

なお、「保管場所の所在図・配置図」（別記様式第4号）を1通提出の場合は、(3)及び(4)の提出は不要とする。

(5) 法第12条に規定する資料

車庫飛ばし等違法行為が考えられるような場合は、次に掲げる書面の提出を求めるものとする。

ア 申請者の住所又は登録自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

住民票の写し、印鑑登録証明書、電気料金、ガス料金、家賃等の領収書等

イ 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面

当該土地・建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し、当該土地・建物の所在地及びその所有者が記載されている県知事又は市町村長の発行する公的書面等

2 届出（軽自動車の新規・自動車の変更）

署長は、届出については、次の書類を提出させるものとする。この場合において、同一保管場所に2台以上の自動車を保管することを内容とする届出が同時に行われるときは、届出する自動車全てについて記載されているものであれば、(2)～(4)に掲げる書類は、各1通の添付とすることができる。

(1) 自動車保管場所届出書（別記様式第5号。以下「届出書」という。） 1通

(2) 使用权原書 1通

前記1(2)を準用する。

(3) 所在図 1通

前記1(3)を準用する。

(4) 配置図 1通

前記1(4)を準用する。

(5) 法第12条に規定する資料

前記1(5)を準用する。

**第5 証明申請・届出及び証明通知申請に係る受理時の措置**

1 証明申請・届出の受理

(1) 証明申請書・届出書の審査

証明申請書又は届出書（以下「証明申請書等」という。）の提出があったときは、次に掲げる事項について審査又は措置するものとする。

ア 証明申請等を必要とする自動車であること。

イ 自動車の使用の本拠の位置が証明申請等を必要とする地域にあること。

ウ 証明申請等に係る保管場所が当該警察署の管轄区域にあること。

エ 記入すべき事項が充足されていること。

オ 証明申請書等の様式及び提出書類の通数が適正であること。

カ 車台番号が確定せず、証明申請書の車台番号の欄を空欄のままに行った申請は、他に不備がない場合は有効なものとして受理すること。ただし、この場合において、自動車保管場所証明書の交付は、車台番号が記入されない間に行わないこと。

キ 証明申請書等の記載事項に訂正がある場合は、申請者又は委任を受けた行政書士（以下「申請者等」という。）が訂正箇所には横線2本を引き、訂正した上で受理し、事後、訂正箇所には署長が訂正確認印を押印すること。

なお、申請書類の記載事項の不備、添付書面の不備等形式上の要件に適合しないものであっても、申請者から求めがあれば受理をして審査を行うこと。ただし、自動車保管場所証明書交付後の訂正は認めないこととする。

ク 証明申請書等欄外に設けてある欄の記載は、原則保管場所事務担当者が記載すること。

## (2) 自動車保管場所証明書交付予定日の通知

証明申請書を受理したときは、申請者に自動車保管場所証明書交付予定日を通知するものとする。また、証明年月日から1月を経過した場合は、自動車保管場所証明書を交付しない旨も併せて通知すること。

## 2 証明通知申請の受理

### (1) 証明通知申請の審査

管理システムに申請データが到達した日を受理日とし、到達を認知したときは速やかに、次に掲げる事項について審査するものとする。

ア 証明申請書に記載すべき事項

イ 使用権原書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項

ウ 所在図に記載すべき事項

エ 配置図に記載すべき事項

オ 法第12条に規定する資料に記載されるべき事項

### (2) 入力事項の補正の通知

証明通知申請の入力事項に誤入力等があるときは、申請者に対し管理システムを使用して補正すべき事項を通知するものとする。

この場合において、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に規定する補正を求める相当の期間は、管理システムの設定上5日（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）となっているので留意すること。

### (3) 車台番号照会

署長は、申請時に車台番号が確定していない場合は、管理システムにより道路運送車両法第6章の2に規定する登録情報処理機関に照会すること。この場合において、同機関に対する照会期間は、管理システムの設定上30日（休日を含む。）とされているので、申請に係る補正がある場合は、補正を行った後に照会すること。

なお、申請に係る補正指導と車台番号照会を管理システム上同時に行うことができないので留意すること。

## 第6 保管場所の適否の判定基準

保管場所の適否の判定は、令第1条に規定する次の要件の全てに該当した場合のみ適合したものと判定する。

### 1 使用の本拠の位置と保管場所の距離

申請・届出に係る自動車の使用の本拠の位置と保管場所の距離が、2キロメートルを超えないものであること。この場合の距離は、直線距離で判断することとする。

## 2 道路からの出入と収容

申請・届出に係る自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入させ、かつ、その全体を収容することができるものであること。

## 3 保管場所使用の権原

申請・届出に係る自動車の保有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。

# 第7 現地調査及びその留意事項

## 1 現地調査

署長は、証明申請又は証明通知申請を受理した場合は、申請事実を確認するため、警察官又は委託契約に基づき現地調査を受託した者に行わせるものとする。ただし、明らかに保管場所を確保していると認められるものについては、現地調査を省略することができる。

## 2 現地調査の留意事項

現地調査を行う者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 身分及び目的を告げ、必要により身分証明書を提示すること。

(2) 申請者、自動車保管場所使用承諾者又は申請者の関係者等の了解と立会いを得て行うこと。

(3) 申請事実と現地が相違していないかを確認すること。

(4) 保管場所と使用の本拠の位置との距離及び保管場所の広さ等が第6の要件に適合しているか確実な調査を行うこと。

## 3 報告又は資料の提出

署長は、申請に係る保管場所について疑義があるときは、必要により、自動車の保有者等に対して法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めるものとする。

## 4 現地調査の結果報告

現地調査を行った者は、署長に対し、自動車保管場所現地調査結果報告書（別記様式第6号）により速やかに報告するものとする。

# 第8 自動車保管場所証明書の交付

## 1 自動車保管場所証明書の交付

署長は、証明申請に係る保管場所の現地調査をした結果、第6に掲げる要件に適合するものであることを認めたときは、申請受理日から7日（休日及び補正期間を除く。）以内に当該申請に係る自動車保管場所証明書を申請者に交付しなければならない。

なお、同証明書が証明年月日から1月を経過したものについては、交付しないこと。

## 2 自動車保管場所証明書の交付に係る不可処分

署長は、証明申請に係る保管場所の現地調査をした結果、第6に掲げる要件に適合せず保管場所が確保されていないと認められるときは、次により措置するものと

する。

- (1) 当該証明申請書（運輸支局長提出用）の右上余白部に「不可」と朱書し、自動車保管場所証明却下処分通知書（別記様式第7号）とともに申請者に交付すること。この場合において、却下の理由、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求の方法及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による取消訴訟等の提起に関する事項についての教示は、同通知書により書面で行うものとする。
- (2) 前記(1)の交付ができず電話等で通知した場合は、通知した日及び通知内容等を記録するものとする。

### 3 自動車保管場所証明書の再交付

署長は、申請者が遺失、盗難、汚損又は破損等により、自動車保管場所証明書の再交付申請を受理した場合は、次により再交付の手続を行うものとする。ただし、先に交付した当該証明書の証明日から1月を経過した後になされた再交付の申請は受理しないものとする。

- (1) 自動車保管場所証明再交付申請書（別記様式第8号）1通に証明申請書（運輸支局長提出用）1通を添えて申請させること。
- (2) 添付書類は不要とする。
- (3) 現地調査は省略とする。
- (4) 証明年月日は、先に交付した自動車保管場所証明書の証明年月日と同一とすること。
- (5) 再交付した場合は、先に交付した自動車保管場所証明書の控としている副本の欄外にその旨を記載し、経過を明らかにするとともに自動車保管場所証明再交付申請書を副本に添付し保管すること。

## 第9 保管場所確保の証明通知等

### 1 保管場所確保の証明通知

署長は、証明通知申請に係る保管場所の現地調査をした結果、第6に掲げる要件に適合するものであることを認めるときは、申請データが到達した日から7日（休日及び補正期間を除く。）以内に令第2条第2項の規定により管理システムを使用して、北陸信越運輸局新潟運輸支局長に保管場所として確保されていることを証明する旨の通知を行うこととする。

### 2 審査請求の方法等に関する教示

署長は、証明通知申請に係る保管場所の現地調査をした結果、第6に掲げる要件に適合せず保管場所が確保されていないと認めるときは、申請者に対し、管理システムを使用して、保管場所確保証明の通知を行わない旨及び要件に適合していない理由を通知するとともに、行政不服審査法の規定による審査請求の方法及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟等の提起に関する事項について教示することとする。

## 第10 手数料の徴収方法

手数料の徴収の方法は、新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号。以下「手数料条例」という。）に基づき、次により行う

ものとする。

#### 1 証明申請の場合

手数料条例第9条及び第13条の規定により、同条例第12条第2項の手数料免除に該当する場合を除き、申請者から手数料を徴収し、領収に係る書類を受理するものとする。

#### 2 証明通知申請の場合

手数料条例第9条及び第13条の規定により、所要の手数料をOSSシステムを使用して徴収する。ただし、同条例第12条第2項の手数料免除に該当する場合は、管理システム上受理できないため、書面による証明申請を行うよう申請者に教示することとする。

#### 3 手数料を徴収しない場合

次に掲げる場合は、手数料を徴収しないものとする。ただし、(2)に該当する場合は、証明申請書（警察署長提出用）の欄外等にその旨を朱書きしておかなければならない。

(1) 自動車保管場所証明書再交付申請の場合

(2) 手数料条例第12条第2項に該当する場合

### 第11 事務の委託

自動車の保管場所証明等の事務のうち、次に掲げるものを業務委託するものとする。

#### 1 事務補助業務

(1) 申請・届出の受付及び申請書類等の確認

(2) 管理システムへのデータ入力

(3) 自動車保管場所証明書の作成及び交付補助

#### 2 現地調査

証明申請・証明通知申請について事実の確認調査をする。ただし、調査場所に疑義がある等、委託することが適当でないと認めるものについては、警察官が行うものとする。

### 第12 報告

署長は、自動車の保管場所証明等事務に係る各種犯罪その他特異な事案を認知したときは、所要の措置を講ずるとともに、交通部長に報告（交通部交通規制課長経由）しなければならない。